

## 政 策 論 文

次の資料を踏まえ、裁判所に求められる社会的使命と裁判手続等のIT化を推進する意義に触れた上で、裁判所における課題とその解決策について論じなさい。  
(100点)

**【資料1】**

これまで、裁判所は、社会経済活動の複雑化や少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化、価値観・家族観の多様化や国際化の進展等による国民意識の多極化・流動化等に的確に応えるべく、司法制度改革を始めとする大きな制度改革に対応しながら、在るべき裁判の姿を追求してきました。AIやIoTの急速な普及が国民の生活を大きく変容させつつあることに象徴されるように、社会の変化が一層加速することが見込まれる中、安定した社会の基盤の一つであるべき司法に対する国民の期待はますます高まっていくものと想像されます。これまで培ってきた知見、議論の蓄積を十分にいかしつつ、同時に、社会の進んでいく先を見据え、従来の発想にとらわれることなく、裁判の姿が時代に即し国民の期待に応えられるものになっているかを常に問い続け、必要な改革を着実に進めていかなければなりません。

民事事件については、民事訴訟手続のIT化に関する検討が、全国の地方裁判所等において行われています。また、本年度中にはウェブ会議等を利用した争点整理の新たな運用の開始が予定され、その円滑な実施に向けた準備も進められているところです。こうした検討作業は、現状の手続の一部をITに置き換えるにとどまるものではなく、民事訴訟の在り方の抜本的見直しにつながる契機となるものであることから、実務を担う一人一人の裁判官には、現在の運用を批判的に考察し、民事訴訟の改革のために何をすべきかを真剣に考え、主体的に取り組むことが求められます。

(「令和元年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同  
における最高裁判所長官挨拶」より抜粋)

【資料2-1】

裁判所の種類及び数（令和元年7月1日現在）

最高裁判所			1
高等裁判所	本	庁	8
	支	部	6 *1
地方裁判所	本	庁	50
	支	部	203 *2
家庭裁判所	本	庁	50 *3
	支	部	203 *4
	出	張	所
簡易裁判所	地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所		253
	その他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）		185
			438

\*1 6支部のほか、東京高等裁判所には、特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれている。

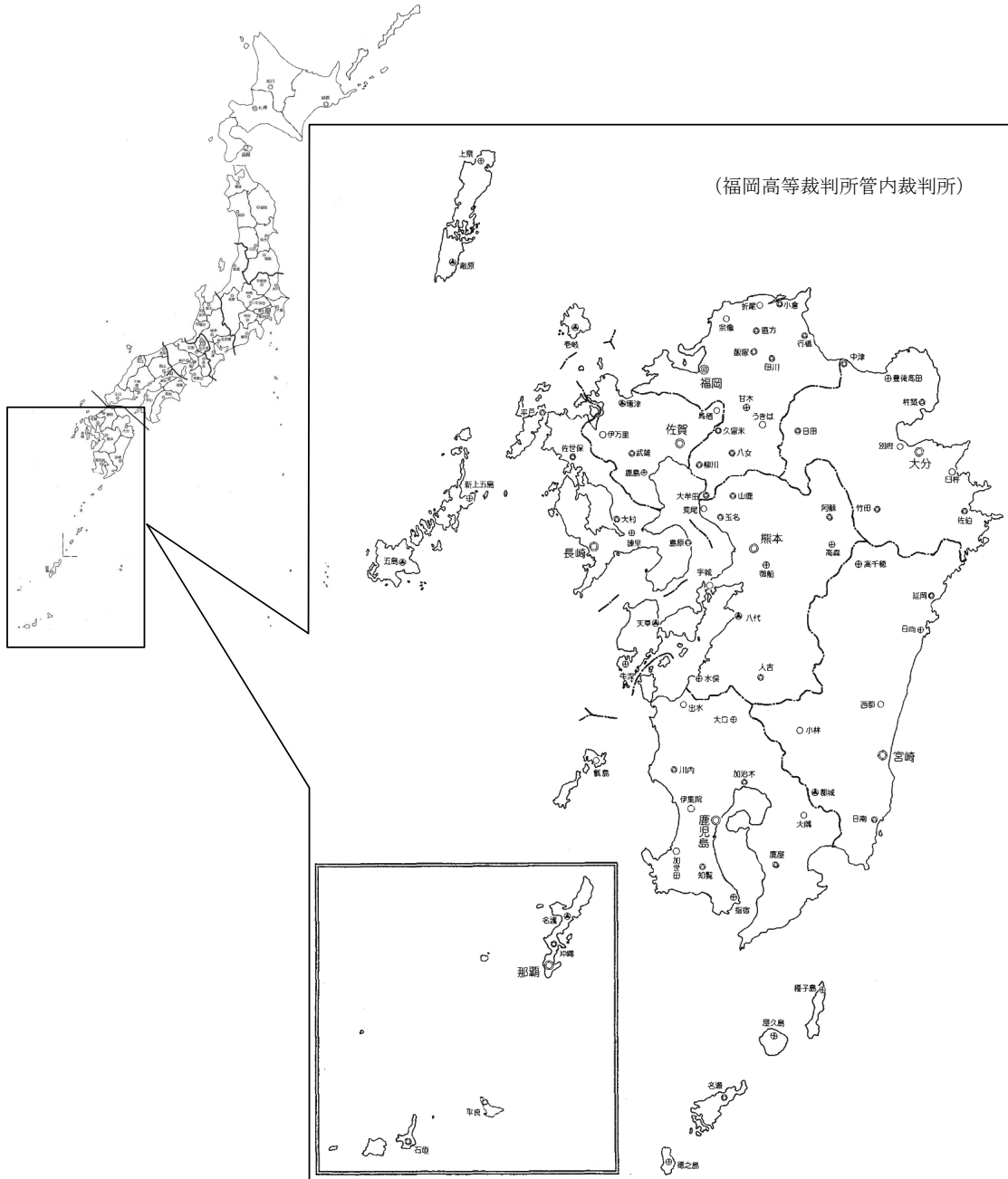
\*2 合議事件を取り扱う支部 63庁

\*3 所長専任庁である家裁 26庁

\*4(1) 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う支部  
102庁

(2) 合議事件を取り扱う支部 63庁

【資料2-2】

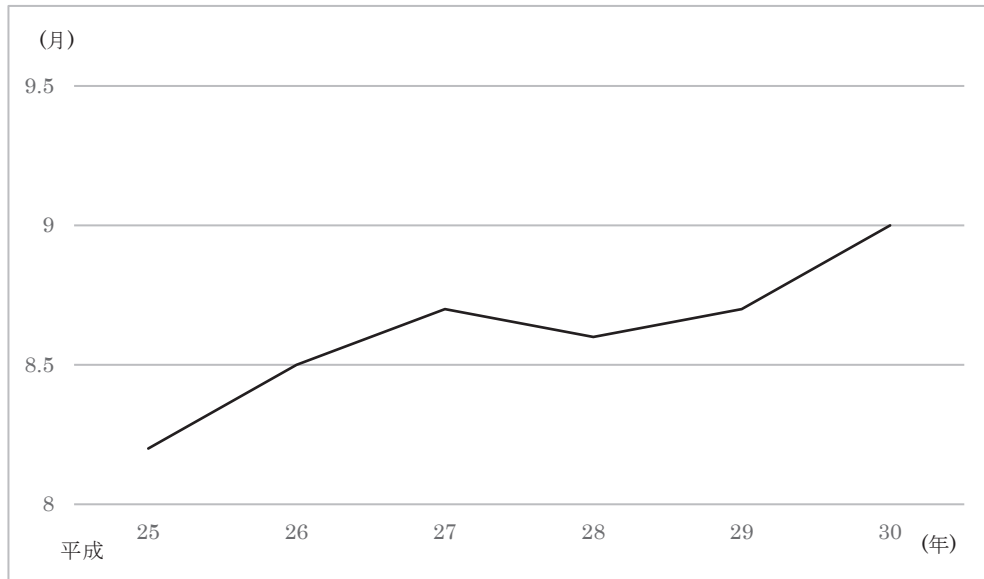


凡例

- ◎ 高裁、地裁、家裁、簡裁
- ⊙ 高裁支部、地裁、家裁、簡裁
- ⊚ 地裁、家裁、簡裁
- ⊕ 地、家裁支部(合議・少年事件も取扱い)、簡裁
- ⊖ 地、家裁支部(少年事件も取扱い)、簡裁
- ⊗ 地、家裁支部、簡裁
- ⊛ 家裁出張所、簡裁
- 簡裁
- 地、家裁界

【資料3-1】

地方裁判所第一審民事通常訴訟における平均審理期間



【資料3-2】

※この資料は、著作権の関係から、掲載できません。

(民事訴訟制度研究会編「2016年民事訴訟利用者調査」より作成)

## 【資料4】

首相官邸ホームページ

平成30年3月30日裁判手続等のIT化検討会

「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」より引用・加工

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>)

- 本検討会において、委員やヒアリング対象者から、裁判手続等のIT化に向けたニーズに関し、様々な意見が出された。例えば、企業関係者からは、IT化のメリットとして、裁判手続にテレビ会議やウェブ会議（注：インターネット回線等を用い、音声・映像のみでなく、文字やファイル等を用いたリアルタイムのコミュニケーションが可能な会議）が広く活用されることにより、遠方の裁判所へ出頭するための時間的・経済的負担が軽減されるとともに、裁判手続の迅速化・効率化が期待されること、紙媒体が前提となっている訴訟記録が電子化されることにより、審理が分かりやすく、また、記録保管等に要するコストの軽減も可能になることなどが指摘された。

また、代理人として裁判手続に頻繁に関わる弁護士からは、企業関係者と同様の観点に加え、弁護士の多くが、依頼者とのやり取りも含め、ITツールを活用して業務を行うようになっており、裁判手続のIT化に対応可能な環境が代理人側に整いつつあることや、IT機器を効果的に活用することで、期日出頭の負担を軽減してメリハリの付いた審理を行うこと、整理・検索の容易性等から、主張・証拠を電子情報として活用することを通じて、裁判手続の迅速化・充実化に資することなどが複数の意見として指摘された。同様の指摘は、IT化を通じた民事裁判のプラクティス改善につながるものとして、国内外の裁判制度・実務に精通した実務家・研究者からもされており、IT化を推進する方向性に異論はなかった。

さらに、消費者の立場からのニーズとして、裁判手続等のIT化によって、裁判手続の利便性が全体として向上するとともに、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟のサポート環境が整備されれば、裁判手続において書面の作成・提出や期日出頭の負担が重い本人訴訟の場合等に、負担軽減につながることを期待されたとの意見が出された。

このように、弁護士等の法律専門家のみならず、事業者や消費者それぞれの立場から、裁判手続等のIT化の推進に大きな期待が寄せられており、裁判手続等のIT化については、裁判手続の利用者からみて非常に強いニーズがあると認められる。

- 裁判手続等のIT化を検討するに当たっては、利用者のニーズや諸外国の状況等を踏まえると、『民事訴訟手続における①e提出（e-Filing）、②e法廷（e-Court）、③e事件管理（e-Case Management）の実現（「3つのe」）を目指す』という観点から、検討を進め、実現を図っていくのが相当である。
- 利用者目線から見れば、e提出（e-Filing）の実現として、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参・郵送等する現行の取扱いに代えて、24時間365日利用可能

な、電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していく（訴訟記録について紙媒体を併存させない）ことが望ましい。

- 利用者目線から見ると、e事件管理（e-Case Management）の実現として、裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスすることが可能となり、期日の進捗状況等も確認できる仕組みが構築されることが望ましい。これにより、裁判手続の透明性も高まるし、当事者本人や代理人が紙媒体の訴訟記録を自ら持参・保管等する負担から解放される効果も期待できる。
- e法廷（e-Court）の実現として、利用者目線からは、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に拡大するのが望ましい。

